

## 申請手続

市民税非課税の方で、対象者と思われる方には8月下旬に案内文書を送付します。具体的な申請期間や申請手続についてはそちらをご確認ください。

子育て世帯主については申請の必要はありません。

なお、次に該当する方には案内は送付しませんので、ご自身が対象になると思われる場合は、お問い合わせください。

### ①平成31年1月2日以降に転入した方

▶平成31年1月1日に住民登録していた市町村へお問い合わせください。

### ②未申告により令和元年度の市民税の非課税が確認できない方

▶税務課市民税係または各支所市民生活係にお問い合わせください。

### ③住民票と異なる場所に居住しているなど、送付先が確認できない方

▶事前に送付先をお知らせください。



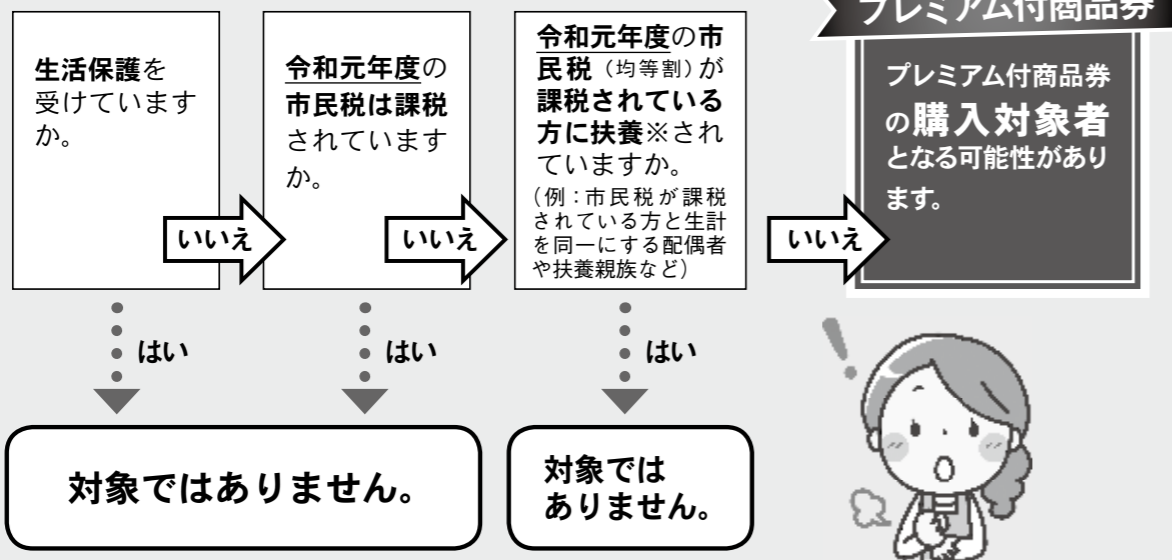
## 詐欺にご注意

「振り込め詐欺」や「個人情報搾取」にご注意ください。

## プレミアム付商品券 対象者決定までの流れ

### 市民税非課税の方

基準日：平成31年1月1日



※扶養とは、税法上の扶養を受けていることを指します。健康保険の被扶養者になっていなくても、税法上の扶養を受けている場合があります。また、市外の方に扶養を受けている場合もありますので、ご家族に確認してみてください。

# プレミアム付商品券を発行します

社会福祉課障害者福祉係 ☎ 0824-73-1210

消費税率の引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。

## 購入できる方

### ①令和元年度の市民税が課税されていない方

※下記に該当する方などは対象となりません。

ア. 市民税が課税されている方に扶養されている方（生計を同一にする配偶者、扶養親族など）

イ. 生活保護を受けている方

### ②平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯の世帯主

両方の要件に該当する方は両方も対象になります



## 制度概要

### ●購入限度額

▶市民税非課税の方（上記①）：1人につき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。

▶子育て世帯主（上記②）：対象となる子ども1人につき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。

※①の要件に該当する方は申請が必要です。（対象と思われる方に案内文書を送付します。）

※②の要件に該当する方は申請は不要です。（引換券を送付します。）

※①②の両方の要件に該当する方は、それぞれの立場で限度額まで購入できます。

※商品券の購入には、後日市から届く引換券が必要です。

※商品券は5,000円単位で購入することができます。（5,000円分の商品券を4,000円で購入できます。）

※商品券1枚当たりの額面は500円です。

※商品券は庄原市内の商品券使用可能店舗で利用できます。（商品券使用可能店舗については、決まり次第お知らせします。）